

# 株主の株主名簿閲覧請求権に関する判例の研究

本島 浩

- 一 はじめに
- 二 株主の株主名簿閲覧請求権に関する裁判例
- 三 まとめ

## 一 はじめに

近時、株主の株主名簿の閲覧請求権が濫用されているという問題が生じている<sup>(1)</sup>。本稿は、株主の株主名簿閲覧請求権に関する裁判例を整理して、事実の概要、判旨を記述し、問題点を指摘しつつ、株主の株主名簿閲覧請求権に関する判例理論を把握しようとするものである。

注(1) 前田重行「株主名簿の閲覧請求権の改正について」代行リポート九〇号二五頁

(2) 本稿では株主の株主名簿閲覧請求権に関する決定も対象とする。

二 株主の株主名簿閲覧膳写請求権に関する裁判例

〔一〕大阪控決大正七年八月一四日（法律新聞一四八一号二四頁）

事実の概要

Xは大正七年四月十一日Y銀行の株式一株を取得し同日Y銀行に出向いて、訴外Aよりその長男たるBに対する家督相続回復事件に関しA名義の株券をAに回復するためである旨を述べて、明治三十八年以降大正三年十月三十一日までの株主名簿の閲覧を求めた。

判旨

「株主の株主名簿閲覧権は一面には其株主一個の利益を保護し他面には会社の利益を保護するが為め法律に於て株主に付與したる権利なるが故に株主名簿の閲覧権の行使は其の範囲に属する事を要するものにして自己の株主としての利益又は会社の利益に何等関係なき事項に付ては之が行使を為すを得ざるものと解すべ」きである。

右判旨では、株主の株主名簿閲覧権は、株主として利益の保護と会社の利益の保護のために法律により株主に付与された権利であるとする。次に、Xの株主名簿の閲覧権の行使は、株主としての利益または会社の利益に何ら関係がないとした。(1)(2)

〔二〕大阪地判昭和七年三月一四日（評論二卷商法一五三頁）

事実の概要 不詳

## 判旨

「商法第一七一条ニ規定スル株主ノ株主名簿閲覧権ハ会社存立ノ目的ヲ達成セシメン為其ノ構成員タル株主ニ対シ付与シタル一種ノ公益権ナルコトハ固ヨリ疑ヲ容レサル所ナリト雖同条ニハ其ノ權利行使ノ要件トシテ何等ノ制限ヲ設ケサルカ故ニ株主ハ自己ノ自由ナ意思ニ基キ会社営業時間内何時ニテモ之カ閲覧ヲ求メ得ヘク会社ハ株主カ其ノ閲覧ヲ求ムル目的又ハ動機カ如何ナル点ニ在ルヤ審査スヘキ何等ノ制限ヲ有セナルカ故ニ株主ノ株主名簿閲覧請求ニ対シ或ハ其ノ目的又ハ動機ヲ推測シ或ハ具體的理由ノ明示ナキヲ理由トシテ之カ閲覧ヲ拒否シ得ヘキ限りニ非サルモノトス」。

右判旨では、株主の株主名簿閲覧権を一種の公益権と解する。そして株主に株主名簿閲覧権を付与する趣旨は、会社存立の目的を達成することにあるとした。

右判旨は、株主の株主名簿閲覧権の行使について、法文上何らの制限がないので、株主が株主名簿の閲覧権を行使するとき、会社は株主の目的又は動機を審査する権限がないこと、具體的理由の明示を求めることはできないと判示する。この点について、蓮井教授は、「判旨は、閲覧請求権の行使が権利の濫用と認められる場合でも、会社は拒否できないとする趣旨ではないとおもうが、この立場では、閲覧請求の認められる場合は広くなり、会社の利益が害される場合も生じうるといえる」と評される。<sup>(3)</sup>

(三) 大判昭和八年五月一八日(法学二卷二二号一一四頁)

事実の概要 不詳

判旨

「商法第七十一条第二項には株主は営業時間内何時にても株主名簿等の閲覧を求むることを得る旨規定し何等の制限を定めあらざれども、法律が株主に斯かる閲覧権を認めたるは株主個人の利益を保護すると同時に間接に会社の機関を監視し因て会社の利益を保護せんとするに在るをもつて、株主が右の権利を行使するには閲覧の請求が叙上の正当なる目的に出づることを要し且つその閲覧を為すに際しては可成会社の営業に支障を生ぜざることに注意するを要するものにして、即ち信義誠実の原則に依り其の権利を行使せざるべからざるものと謂ふべく、斯る場合に於ては会社は閲覧の請求に依るの義務あるものとす。」

右判旨では、株主に株主名簿の閲覧権が認められた趣旨は、株主個人の利益の保護と間接に会社の機関を監視しよつて会社の利益を保護することにあると解する。そして株主の株主名簿の閲覧請求権の行使には正当な目的が必要でありかつ会社の営業に支障のないようにする必要がある。すなわち、信義誠実の原則により権利行使がなされなければならぬと判示する。

倉沢教授は、本判決について、株主の株主名簿の閲覧・謄写請求権の行使が具体的にどのような場合が信義則違反ないしは権利濫用にあたるか否かのリーディングケースと位置づけて、「閲覧をする際なるべく会社の業務に支障をきたさないように注意する必要があるという点はいわば当然の事理にすぎないから、要するに、閲覧・謄写請求権の行使が信義則上認められる範囲は、『正当な目的』がある場合だということになる。そして、その『正当な目的』の対象には、株主個人の利益保護と同時に会社の利益保護も含まれるわけである。」<sup>(4)</sup>と評され、さらに、商法二六三条二項による株主の株主名簿閲覧謄写権を自益権と解された上で、本判決の意義について、「自益権といえどもその行使方法が不

当であつて会社の利益を害するような場合には、その行使は信義則に違反することになるといふ事理を説示するところにもとめられるべきである<sup>(5)</sup>と説かれる。

藤原教授は、本判決について、「少くとも、会社の営業に支障を来すような閲覧請求権の行使は正当な目的を有しないし従つてまた信義則に反することになる<sup>(6)</sup>」と評される。

前田教授は、本判決について、「閲覧権の行使は信義誠実の原則に従つて行使しなければならぬわけである。そして具体的には、会社の営業に支障を来すような閲覧権の行使は信義則に反すると解されており、その他に正当な目的を有しない閲覧権の行使も信義則に反するとされるわけであるが、同判決の具体的事案が不明なため、どのような閲覧権の行使が正当な目的を有しないことになるのか、ひいては信義則に反することになるのかは必ずしも明らかでない<sup>(7)</sup>」とされる。

〔四〕大判昭和一〇年五月三十一日（法学五卷一号一一頁）

事実の概要 不詳

判旨

「原審は株主が会社に対し株主名簿の閲覧を求むるには正当の理由あることを要し而も其の立証責任は株主にありとなし上告人の立証を以てしては其請求が正当の理由に出でたることを認むるに足らずとして本訴請求を棄却したこと明文上明なり然れども商法第七十一条第二項は株主は会社の営業時間内何時にても同条第一項所定書類の閲覧を請求し得べき旨を規定し之に對し何等かの制限を設けたる規定は一も存せざるを以て原審の解釈は法文上全然其の根拠なきも

のと云わざる可からず尤も書類閲覧が不純の動機に出づることは實際上決して絶無と云ふ可からざるも偶々これあるの故を以て誠実なる目的に出づる閲覧までも一網打盡的に拒否せらるべき道理無きは多言を俟たず若或は原審の趣旨前上告審の判旨を遵奉するにありとせば开は該判旨を正解せざるに出でたるものと云ふの外なし蓋右判旨は専ら或株主の営業妨害的行為を阻止せんとするに在りて株主の請求が何等か不純の目的に出づる場合若くは正当なる目的の毫も認むるに由無き場合に於ては会社として株主の請求に応ぜざるを得ることを判示したるに過ぎざればなり。」

右判旨前段では、株主が株主名簿の閲覧権を行使するには正当な理由を必要とするのであってしかも正当な理由の立証責任が株主にあると判示する原審判決に対して、商法一七一条二項の規定上株主の株主名簿閲覧請求権の行使には何らの制限を設けられていないことを理由に、原審解釈は根拠がないと判示する。

前田教授は、右判旨について、「直接には株主の閲覧権の行使が正当な目的ないし正当な理由のもとになされたか否かについての立証責任が会社にあることを判示している」<sup>(8)</sup>と解される。<sup>(9)</sup>

右判旨後段では、正当な目的自体の判断がなされているが、これは傍論的判断と解されている。<sup>(10)</sup>

前田教授は、右判旨後段について、「従来判例が閲覧権の行使について正当な目的ないし正当な理由を必要とする」と判示してきた趣旨は、会社に対する営業妨害ないしいやがせのために閲覧権が利用されるのを防ぐためであると解されており、従って信義則に反する正当な目的を有しない閲覧権の行使は、主として営業妨害ないしいやがせ的な閲覧権の行使の場合であると解されているように思われる」<sup>(11)</sup>と評される。

上述の各判例(一)(二)(三)(四)を要約すると、商法旧一七一条二項において、株主に株主名簿閲覧請求権が認められた趣旨は、株主個人の利益の保護と会社の利益を保護しようとするにある。そして、株主が株主名簿の閲覧請求権を行使するため

には正当な目的があることを必要とする。株主の株主名簿閲覧請求権の行使に正当な理由がない場合とは、主として営業妨害的行使ないしやがらせ的行使の場合である。株主の株主名簿閲覧権行使に正当な目的があるか否かの立証責任は会社側にあるとまとめることができると思われる。

(1) (一)(二)(三)(四)の各判例は商法旧一七一条二項(昭和一三年改正前商法)に関するものであって、同条項は商法二六三条二項の前身である。

(2) 本件は他人の家督相続回復事件に関して株主名簿の閲覧権が行使された事例であるが本件と類似する事例として次の判例を挙げる事ができる。

東京地判昭和五七年一月二六日(判例時報一〇四二号一三七頁)

#### 事実の概要

訴外Aは、発行済株式総数六〇〇〇株の被告Y会社の株式二二〇〇株を所有していたが、昭和五五年二月二八日、遺言公正証書を作成して、右二二〇〇株のうち一一〇〇株を妻Bに、一一〇〇株を三男Cに相続させる旨の遺言をするとともに、その遺言執行者に原告Xを指名した。Aが昭和五六年一月五日に死亡したので、Xが右遺言執行者に就任を承諾した。そこで、Xは故Aの相続財産の範囲を確定するとともに遺言の趣旨に従った株主名義等の移転の準備のため、故Aの遺言の遺言執行者、すなわち相続人の代理人として、故Aの相続財産であるY会社の株式に基づき、商法二六三条二項及び二八二条二項の規定により、Y会社に対して計算書類閲覧又はその謄本交付と株主名簿の閲覧又は謄写を請求する本件訴えを提起した。

#### 判旨

「株主の計算書類等の閲覧等請求権(商法二八二条二項)や株主名簿の閲覧等請求権は、株式会社共同所有者たる株主が経営に参与することを目的としたいわゆる共益権であって、直接には株主の利益保護を、間接には会社の機関を監視することにより会社の利益保護を目的として認められた権利であること、これらの権利は、故AがY会社の株式を所有していたことを前提として、遺産分割前はY会社の株式の共同所有者である故Aの相続人が商法二〇三条二項の規定に基づき指定した権利行使者において、遺産分割後は当該Y会社の株式の帰属者であるB又はCにおいてそれぞれ行使されるべきであって、いづれにしても遺言執

行者たるXにこれらの権利行使を認めなければならぬ必要性はないことを考えると、Xの遺言執行者としてのこれらの権利行使は、特定遺産たるY会社の株式のBやCへの帰属という故Aの右遺言内容の執行として必要なものとはいえない、と解するのが相当である。したがって、本件において、遺言執行者たるXは、商法二六三条二項及び二八二条二項の各規定にいう株主には含まれないことになるので、本訴の原告適格を有しないといわなければならない。

本件は、相続に係る事案であるが、遺言執行者が相続財産の確定と遺言の趣旨に従った株主名義等の移転の準備のために株主名簿等の閲覧又は謄写を求めた事案であるので、直接(一)の事案と同一の問題を扱った裁判例とはいえない。

右判旨では、株主の株主名簿の閲覧、謄写請求権を株主が経営に参与することを目的としたいわゆる共益権と解する。そして、株主に株主名簿閲覧、謄写権が認められた趣旨は、直接には株主の利益保護を、間接には会社の機関を監視することにより会社の利益を保護することにあるとした。

梅本教授は、右の判例の評釈(商事判例研究昭和五七年度第一六回ジュリスト八五〇号一二二頁)において、右判旨に反対される。すなわち、「遺言執行者が計算書類、株主名簿の閲覧請求権を有するか否かはその性質論から当然に導き出されるべきものでなく、遺言執行者という機能に即して考えるべきであり、前記のように(株式が遺言による相続財産の対象であるとき、その配分に際しては…株式の経済的価値についての算定を必要とし…非上場株式の算定については、企業財産状況を把握するために計算書類等を調べる必要も生じてくる)閲覧、交付請求権を行使する必要がある場合のことも否定できないところである。その点で判旨は妥当といえない」(括弧内筆者引用)。そして、「本件も、Xの当事者適格を肯定した上で、Y会社に計算書類等の閲覧、交付請求の不当なることについての証明を求めるのが事案の処理としては筋道が通っていたし、またY会社にとって右の点を証明することは本件事案において困難なことではあるまい」とされる。

(3) 連井良憲「株主のなした株主名簿閲覧・謄写請求が正当の事由のないものないし権利濫用にわたるものとして会社において拒み得るものとされた事例」法律のひろば四一巻一〇号六八頁

(4) 倉沢康一郎「株主名簿の閲覧請求と正当目的」ジュリスト九〇一四三頁。

(5) 倉沢康一郎 前掲四四頁。

(6) 藤原俊雄「株主名簿の閲覧、謄写と正当目的」法経研究三七巻二号一八〇頁。

(7) 前田重行 商事判例研究昭和四九年度第一四回「株主による会社の定款および議事録の閲覧・謄写請求が権利濫用にあたる」とされた事例」ジュリスト六五〇号一〇三頁。



- (8) 前田重行 前掲一〇三頁。
- (9) 同旨 蓮井良憲 前掲六八頁。
- (10) 前田重行 前掲一〇三頁、蓮井良憲 前掲六八頁
- (11) 前田重行 前掲一〇三頁

(五) 東京地判昭和四九年一〇月一日(判例時報七七二号九一頁)

#### 事実の概要

被告Y会社の株主である原告Xは、昭和四八年一月三〇日Y会社の定時株主総会に出席し、その閉会直後に議長席に歩み寄り、Y会社代表者に対して、近日中面会したい旨申入れた。Xは、その際Y会社代表者から面会の約束を得たとして、同年二月二日付の書面で、Y会社代表者に面会を申入れた。この申入れに対して、Y会社では、株式課長であるAが同月七日頃、Xに対しY会社代表者は面会できないのでA自身が面談する旨電話で回答した。Aは同日三時頃Xと面談したが、AはXのY会社代表者に面談する目的を質問したところ、XはY会社の代表者に直接会って、経営者としての人柄や経営理念を聴くことおよびXが関係している東南アジアからの留學生の援助活動に対する賛助について相談するため、その相手となる適当な取締役を紹介してもらうことが目的であると説明したが、Y会社代表者と面会できなかった。Xは、同月八日電話でさらにY会社代表者に直接面会することを求めた。Y会社は、同月八日付の書面で、Y会社代表者は当分の間面会する機会がない旨を連絡し、さらに、三月一六日付書面で、Y会社代表者が日時を指定して面会することができないこと、経理部長Bが面談する旨を伝えた。約一週間後、XはAおよびBと面談して、前記留学

生の援助活動に対するY会社の賛助を要請したが、Bは相談の上返事する旨を回答し、結局Y会社代表者に会うことができなかった。さらに、Xは、同年四月三日付の書面でY会社代表者が面会の約束を果す意思があるか否かの回答をY会社に求めたが、Y会社は同月二六日付の書面でY会社代表者の面会できない旨を回答した。また、Xは、同年五月四日付の書面をY会社代表者自宅宛に郵送して面会約束の実行の意思の有無の回答を求めたが、Y会社代表者は同月一日付の書面で面会の機会がない旨を回答した。Xは、さらに、右の件でY会社代表者の自宅に電話をした。そこで、Xは同月末日、Y会社のすべての取締役会議事録の閲覧を請求したが、Aが閲覧する部分特定するよう求めたので、Aとやりとりしているうちに、結局Xは議事録を閲覧することができなかった。六月一日、Xは再度Y会社取締役会議事録の閲覧を請求した。Aが閲覧の目的を尋ねたが、Xは目的を述べる必要がないとして、その場での閲覧を求めることなく帰った。そこで、XはY会社の定款ならびに株主総会および取締役会の議事録の閲覧、謄写を求めて本件訴えを提起した。

これに対して、Y会社は、XはY会社の代表者に面会してXが関与している東南アジアからの留学生の援助活動に対する賛助金をY会社から獲得することを意図して、Y会社代表者に対し執拗に面会の申入れをしたが、Y会社代表者からその申入れを拒絶されたので、ことさらにY会社の定款、議事録の閲覧、謄写を請求して本件訴えを提起したのであるから、Xの本訴請求は権利の濫用であると主張した。

### 判旨

一 「右に認定した事実によれば、Xは、Y会社から、Xの関与している東南アジア留学生の援助活動に対する賛助金を獲得する目的で、Y会社の株主総会の閉会直後に、Y会社代表者に対して面会の申入れをし、その際その申入れに

に対する承諾があったとは認められないのかかわらず、面会の約束がなされたとして、Y会社代表者に面会を求め、同代表がXと面会する意思のないことが明らかに察知しうるに至った後においても、なお執拗にその面会を求めたが、Y会社が応じなかったことから、Y会社に対して取締役会議事録の閲覧を請求し、本訴を提起するに至ったものであって、本訴請求は、結局、Xの前記目的達成のために、XがY会社代表者に直接面会することを求める方法の一環としてとられたものといわざるをえない。

ところで、株主は、商法二六三条の規定により、営業時間内何時でも、会社の定款、議事録を閲覧・謄写することができるが、かかる株主の閲覧・謄写請求権の行使であっても、それが権利の濫用となる場合には、当然に許されないものと解すべきであるところ、右に認定したような経違のもとでなされたXの本訴請求は、株主に認められた閲覧・謄写請求権の目的を逸脱し、権利の濫用に該当すると認めるのが相当である」。

本件は、定款・議事録の閲覧・謄写請求に関する事案であって、本稿の株主名簿の閲覧・謄写請求に関する事案ではないが、商法二六三条二項に関する戦後の最初の判例である。

判旨は、Xの本訴請求はXがY会社代表者に面会を求める一方法である、株主の株主名簿閲覧・謄写請求権の行使は権利濫用の場合には許されない、Xの本訴請求は権利の濫用であると判示する。

前田教授は、本判決の<sup>(1)</sup>評釈において、次のように述べられる。すなわち、「Xの閲覧権の行使が、本判旨によって権利濫用とされた根拠は、閲覧請求の目的が閲覧権本来の目的に反するという点であり、換言すれば、Xの閲覧請求がY会社に対する一種のいやがらせ的な行動の一環となされたという点に求められよう。すなわち、判旨自体は、明確には判示していないが、判旨は、本件事案を一種の営業妨害ないしはいやがらせの意図のもとになされた閲覧権の行使

として理解したものとと思われる」、「営業妨害ないしいやがらせの一環として行われる閲覧権の行使に対して会社がこれを拒否しうるとする点については異論はなく正当である」と述べられる。しかし、「Xの閲覧請求が一種の会社に対する営業の妨害ないしいやがらせ的な意図のもとになされた具体的に判断した根拠について、……判旨がXの従前の会社に対する一連の行動から推測して判旨している」ことに疑問を出される。すなわち、判旨のように解すると、「従来から会社理事者と対立している株主が突然閲覧請求をするような場合には、しばしばその請求自体が会社に対するいやがらせと推測され、会社による拒否が正当化されてしまうおそれがある」と指摘される。そこで、前田教授は、株主の株主名簿の閲覧・謄写請求権に関する商法二六三条二項の規定上その請求権に何らの条件を附していないことから、「株主……がその資格に基づいて閲覧請求する場合には、なるべくこれを認めるべきである」との立場から、株主の株主名簿の閲覧・謄写請求権の行使に際して、会社が正当な目的がないとしてこれを拒否することができる場合とは、「請求者の会社に対する従前の行動の他に具体的な請求内容や請求の態様からも相当明日に認められる場合に限られるべきであろう」と解される。<sup>(2)</sup>

〔六〕 東京地判昭和五五年九月三〇日（判例時報九九二号一〇三頁）

### 事実の概要

XはY<sub>1</sub>会社の株式一〇〇〇株を有する株主である。XはかつてはY<sub>1</sub>会社代表取締役Y<sub>2</sub>と訴訟委任を受ける間柄であったが、Y<sub>1</sub>会社の内部主導権争いに関与したことに端を発して不仲となり、Y<sub>2</sub>の信用を失い、訴訟委任も解除され、また、電話加入権譲渡承認請求書の偽造等の疑いによりY<sub>2</sub>から弁護士会に懲戒申立てがされるにいたったこと、それ以来、X

はY<sub>1</sub>会社Y<sub>2</sub>らに対して報酬請求、損害賠償請求等多数の訴訟を提起したがそのほとんどは請求棄却又は訴えの取り下げに終わった。XはY<sub>1</sub>会社に対し株主資格に基いてY<sub>1</sub>会社の株主名簿の閲覧・謄写を請求したがY<sub>1</sub>会社はXに関する記載部分の写しを交付し、他の記載部分の写しの交付を拒否した。XはY<sub>1</sub>会社に対してY<sub>1</sub>会社の株主名簿（Xに関する部分を除く）の閲覧・謄写を求めて本件訴えを提起した。これに対して、Y<sub>1</sub>会社は、Xが従前からY<sub>1</sub>会社・Y<sub>2</sub>に対して損害賠償請求等多数の訴訟を提起してきたことからして、本件株主名簿の閲覧請求は、これより紛争の種を探し出して、Y<sub>1</sub>会社・Y<sub>2</sub>に痛打を加え、Y<sub>2</sub>のXに係る懲戒申立てに対する報復を果そうとするもので、不当な目的に出たものである旨を主張した。

#### 判旨

一 「株主が株主名簿等の閲覧・謄写を請求するについては、正当の目的があり、かつ、会社の営業に支障を来さないことが要件である」が、「右の正当の目的については、Xがその存在の立証責任を負うものではなく、Y<sub>1</sub>会社においてXの不当目的を立証すべき責任を負うものと解するのが相当である」。

二 判旨は、前記事実の概要に述べた事実を認定した上で、「これらの事実から直ちにY<sub>1</sub>会社主張の事実を推認することができず、また、Y<sub>1</sub>会社主張の事実と符合するY<sub>1</sub>会社代表者Y<sub>2</sub>尋問の結果は、紛争当事者の推測の域を出ず、とにかく採用することができない以上、他に右主張事実を認めるに足る適確な証拠はない。したがって、Y<sub>1</sub>会社の主張は、理由がない。よって、Y<sub>1</sub>会社は、Xに対して本件株主名簿のうちXに関する記載部分以外の部分を閲覧又は謄写させるべき義務がある」。

右判旨では、株主の株主名簿閲覧・謄写請求権の行使には、正当な目的があること、会社の営業に支障を来さないこ

とが要件であり、正当な目的がないことの立証責任は会社側が負うと判示する。

久留島教授は、本判決の評釈<sup>(3)</sup>において、次のように述べられる。すなわち、「本件判旨は、大審院の考え方と学説の見解を踏えて、閲覧謄写請求権の要件と立証責任について明快に論じているものと評価することができる」。そして、判旨の考え方を一般化して固定的に考えることは早計であるとして、「本件のような事案は程度の問題であり、事実認定の問題であるから、相対的に個々の事例を考えるべきである」とされる。そして、本件事案を東京地方裁判所昭和四九年一〇月一日判決<sup>(4)</sup>と対比され、「必ずしも同列に解することはできない」とされながらも、Xの株主名簿の閲覧謄写請求は、「前東京地方裁判所昭和四九年判決と同様に、執拗な執酬請求や損害賠償をききいれないY<sub>1</sub>会社およびY<sub>2</sub>らに対するいやがらせに基づくものとして、Xの請求を否定し得る事案と解することもできよう。」とされる。

前田教授は、本判決の評釈<sup>(5)</sup>において、本件判旨が株主の株主名簿閲覧・謄写権の行使には正当な目的が必要であると、会社の業務に支障を来さないことが必要であること、正当な目的がないことの立証責任は会社側が負うと判示していることについて、従来の先例の考え方に従ったものであるとされる。そして、株主の株主名簿閲覧謄写請求権の行使に正当な目的を有しないと認定するためには、「単に閲覧請求者と会社との従来の関係や会社に対する請求者の従来の行動のみで直ちに判断せず、請求の具体的内容や方法の不当性（たとえば同一書類を何度も繰り返し閲覧請求する等）もある程度考慮すべきであり、これらの面からの不当性も相当明日に認められる場合に限」られるべきであると主張される。前田教授は右の主張にもとづいて、本件事案をみると、「本件Xの閲覧、謄写請求の内容や請求の具体的方法等についての不当性は特に問題となっておらず、せいぜいXとY<sub>2</sub>との従来からの不仲、トラブルの存在等からXの請求の意図がこれらの従前のトラブルに関連してなされているという推測をなしうるにすぎない。したがって、判旨がXの関

覧・謄写請求を是認したのは正当である」と解される。<sup>(6)</sup>

〔七〕 山形地判昭和六二年二月三日（判例時報二二三三号一四一頁）

#### 事実の概要

原告Xは昭和五八年当時被告Y会社の株式一万一〇〇〇株余りを所有していたが、昭和五九年三月には三万七〇〇〇株余りの株式を所有するにいたった。Y会社では昭和五四年の株主総会で代表取締役の訴外Aが解任された。Aは以後Y会社の経営陣に対して批判的な立場にあった。XはAの経営する会社の役員であって、昭和五七ころからY会社の不特定の株主に対して所有株式を譲渡するよう勧誘していた。Y会社はAやXの動きがAの復権を狙ったものとの危惧を抱き、昭和五七年一〇月ころからAらの動きに対抗して株式の譲渡勧誘をも含む株主対策を行っていた。Xは、昭和五八年八月二五日、Y会社に対して株主名簿の閲覧謄写を請求したが、Y会社は同二九日にXに対し株主名簿の閲覧謄写の目的を明らかにするよう求めた。Xは目的をいう必要はないとしてこれを拒否し、同年九月九日、同月一四日、二度株主名簿の閲覧謄写を求めたが、Y会社は、同月一六日Xに対し閲覧謄写に正当な目的があるとは認められないとの理由で閲覧謄写を拒絶した。Xは、代理人に依頼して同月二二日付の書面でY会社に対して、昭和五八年六月開催のY会社の株主総会の決議が適正に行われたかどうかを確認するためという理由でその議決権行使書の謄写を請求し、併せて議決権行使書と照合する必要があるとして株主名簿の謄写を請求した。Y会社は議決権行使書の謄写には応じたが、株主名簿の謄写は拒絶した。そこでXは、Y会社の株主資格にもとづき株主名簿の閲覧・謄写を求めて本件訴えを提起し、あわせて金五〇万円の損害賠償も求めた。なお、Xは昭和五八年一〇月二日ころ裁判所の

仮処分決定を得て、Y会社の株主名簿の写しの交付を受けたが、Xは株主名簿の写しと議決権行使書の照合をしておらず、その写しを用いてY会社の株主に対して昭和五九年三月ごろまでの間にY会社の経営陣を批判し、また、株式の買受けを申し出る趣旨の文書を送付している。

これに対し、Y会社は、(1) Xは昭和五八年一〇月二日Y会社の株主名簿の写しの交付を受けているのでその請求は消滅した。(2) Xの株主名簿の閲覧謄写請求は株式買い集めのための正確な株主の住所、氏名、株主を確認することであり不当目的であると主張した。

#### 判旨

一 「XがY会社に対して株主名簿の閲覧・謄写の請求をしたのは、AなどとともにY会社の経営陣を批判する立場から、その発言権の強化のため株式を買い受け、また、Y会社の株主に対してXらの主張するところを宣伝するため、全株主の住所、氏名を知ることを行つたものと推認するほかはない」。

二 「株式会社における株主は会社の利益のためその会社経営に対する監視、批判の権限を有するものであり、株主が経営陣を批判する文書を株主に送付したり、また、発言権の強化のため株式を買い受けるための行動にでることは、直ちに会社の利益に反するものとはいえず、その手段、方法が相当であるかぎりなら非難されることではない。そしてXのY会社の経営陣を批判したり、株式を買い受ける行動が会社の利益に反し、また、社会通念に照らして相当性を欠いているとの立証はない。《証拠抛略》中には、XらのAの復権を狙った株主に対する行動が会社の経営の安定を損う旨の供述があるが、会社経営の主導権を誰が握るか、株主総会における多数を誰が制するかによって基本的に定まるものであるから、単に右のような理由で会社経営の安定を図ることが会社の利益であるとして、株主からの株主名簿の



閲覧謄写を拒絶することができるものではない。したがって、Xが右のような株主としての活動のための必要から株主名簿の閲覧謄写を請求したとしても、それが不当な目的に基づくものであるということはできない」。

三 Xの損害賠償請求について、「(Xは)株主名簿の閲覧謄写を請求するについてY会社からその目的を尋ねられたのに対し、答える必要がないといい、その後、議決権行使書の謄写を併せて請求し、議決権行使書と株主名簿とを照合するためという不自然な理由を申し出たもので、このような請求を受けたY会社がXの請求を正当な目的があるとは認められないとして拒否したこともやむを得ないというほかはない。」として、Xの損害賠償請求は認められなかった。

本件判旨は、商法二六三条二項で株主に株主名簿閲覧謄写請求権が認められる趣旨は、株主としての利益の保護と会社の利益の保護とにあり、株主の株主名簿閲覧謄写請求権の行使には正当な目的が必要であり、正当な目的を有しないことの立証責任は会社側が負うとの従来判例を前提としたものである。

本件判旨は、Xの閲覧謄写請求の目的はY会社の経営陣を批判する立場からその発言権の強化のための株式の買受け、他の株主に対するその主張の宣伝のために全株主の氏名、住所を知ることが主たる目的であると推認した。

本件ではXの右のように推認された閲覧謄写請求の目的が前述の会社の利益の保護に適うかまたは会社の利益に反する、すなわち正当な目的を有しないかが問題となった。

蓮井教授は、本件について、「会社の利益保護に重点をおくものであって、その判断にあたっては、会社の利益に反しないか否かの消極的判断が加えられている」と評価され、倉沢教授は、同様に、「株主の経営陣批判・経営権争奪が株主個人の利益保護を目的とするものであることは自明のことといえるから、ここではもっぱら、その目的が会社の利

益に反するか否かという点が、いわば消極的判断が加えられている」と評価される。<sup>(8)</sup>

そこで、Xの閲覧謄写請求が会社の利益に反する正当な目的を有しないか否かについて、本件判旨は、株主は会社の利益のために会社経営陣に対する監視、批判する権限を有するものであるから、株主が会社批判文書を他の株主に送付することや発言権強化のための株式買受け行動は、直ちに会社の利益に反するとは言えず、その方法、手段が相当であるかぎり何ら非難を受けないとして、Xの右のような行動が会社の利益に反する、また、右のような相当性を欠いているとの立証はない、さらに、会社経営の安定を図ることが会社の利益であるとのY会社の抗弁を会社経営の主導権は株主総会の多数を誰が制するかによって決定されるとの理由で、Xの閲覧謄写請求が不当な目的にもとづくものではないと判示した。本件判旨は妥当と思われる。<sup>(9)</sup>

次に、本件判旨は、Xの損害賠償請求についてこれを否定した。

青木教授は、本判決の評釈<sup>(10)</sup>において、右の論点につき、株主が株主名簿閲覧謄写請求権を行使するに際して、積極的に理由を告知する必要はなく、会社から請求目的を尋ねられたときに理由告知義務が株主に生ずる、その告知の範囲は株主・会社の利益保護の範囲でよいとした上で、「議決権行使書の謄写権は、株主総会の決議の適正さの確保のため、つまり会社利益の保護のために認められている。この権利を実効あらしめるためには、株主名簿との照合は必要である」<sup>(11)</sup>と解され、本件判旨を疑問とされる。

倉沢教授は、「本件で気になるのは損害賠償請求について、株主の側から積極的に正当な目的を用し出ないかぎり、会社が不当に拒絶しても違法性がないかのように判示している点である。正当目的の有無（筆者流に言えば、不当目的の有無）についての主張・立証責任は会社側が負うものであって……、この理は損害賠償についても同様と解すべきで

あろう<sup>(12)</sup>」と述べられる。

〔八〕東京地決昭和六二年二月四日（資料版／商事法務三五号五五頁）

#### 事実の概要

債権者Xは、債務者Y会社の発行済株式総数のうち二二、一五七、〇〇〇株（その割合は三二・九％）を有する株主であるが、昭和六二年一月三〇日に開催されたY会社の株主総会の定足数に疑問を有するとして、昭和六二年二月二日、Y会社に対して（一）株主総会の代理行使について代理人を称する書面、（二）株主総会の議決権行使書面、（三）株主名簿の各閲覧・謄写を請求したところ、Y会社は全く理由を述べることなく右閲覧・謄写をさせなかったとして、株主総会の定足数に疑問があり、もし株主総会の定足数がなければ株主総会の取締役選任、監査役選任はいずれも無効である、株主総会の定足数がないと判断し取締役の選任、監査役選任無効の訴を準備中であり右（一）（二）（三）の書類の閲覧・謄写は不可欠であること、もしY会社が右書類を閲覧・謄写をさせなければ右取締役選任無効等の出訴期間が三ヶ月であることから事実上取締役選任等の無効の訴が封じられるなど申請の必要性を申し立てて、本件仮処分命令を申請した。

#### 決定

Xに金三〇万円の保証を立てさせた上で、Xの申請を相当と認めた。

〔九〕東京地判昭和六二年七月一四日（判例時報一二四二号一一八頁）

#### 事実の概要

株主の株主名簿閲覧謄写請求権に関する判例の研究

原告Xは被告Y会社の株式一〇〇〇株を有する株主である。Xはその株主資格にもとづき、昭和六一年六月一九日、Y会社に対しY会社の株主名簿の閲覧・謄写請求を求めた。しかし、Y会社がこれを拒否したため、XはY会社に対し株主名簿の閲覧及び謄写を求めて本件訴訟を提起した。

この訴えに対して、Y会社は、商法二六三条が株主に対して株主名簿の閲覧・謄写権を付与したのは、株主としての権利利益の保護を全うさせることにあるのであって、株主としての権利利益と関係のない事項のために、この権利を行使する場合には、権利の濫用に当るといふべきである。そして、Xの本件閲覧・謄写請求は、Y会社の株主名簿の謄本を入手して株主に関する氏名・住所等の情報を訴外A会社（いわゆる名簿図書館）その他の名簿業者に譲渡することまたは自己の行う広告事業のために顧客名簿を作成するなど株主としての権利利益の保護とは関係のない事項のために利用するのであるから、権利の濫用に当り許されないと主張した。これに対し、Xは、株主に与えられている株主名簿の閲覧・謄写権には、商法二六三条によってその行使に何ら制限や条件は付されていないのであるから、株主は、閲覧・謄写の理由とは関係なく自由にその権利を行使することができるというべきであり、かつ、少数株主権を行使するために必要な株式数を確保するため株主名簿の閲覧・謄写を求めらるものであって、決して権利の濫用には当たらない、さらに、Y会社が本件訴訟において主張するまで、A会社の存在を知らなかった、まして、A会社に株主名簿の閲覧・謄写によって得た情報を提供したことはないと主張した。

判旨

一 「商法第二六三条二項は、株式会社の株主及び債権者に株主名簿の閲覧・謄写権を付与しているが、同条がこれらの者にこのような権利を与えたのは、これらの者が株主の氏名、住所、持株数その他の法定事項を記載した株主名簿

を自由に閲覧・謄写することができるようにし、それによって、これらの者がそれぞれ株主又は債権者として有する権利を確保し又は行使することを容易ならしめるためであると考えられる。したがって、株主又は債権者が株主又は債権者として有する権利を確保し又は行使するという目的ではなく、他の目的のために株主名簿の閲覧・謄写を求めている場合等正当な目的を有しないで株主名簿の閲覧・謄写を求めている場合には、会社は、当該株主等の閲覧・謄写請求を拒むことができるというべきである」。

二 次に判旨はY会社がXの本件閲覧・謄写請求を拒絶することができるか否か詳細な事実認定を行っている。すなわち、(1) Xは、昭和六〇年五月から、電話帳に掲載する広告の仲介、斡旋及びこれに付帯する一切の事業を目的とする広告会社の代表取締役であること。(2) XはB会社、C会社、D会社その他いわゆる一部上場会社十数社の株主であること。(3) Xは、B会社に対し、昭和六〇年一月二十五日、「各人の株式を参考にするため」との目的を示して株主名簿の閲覧・謄写を請求し、謄本作成実費三万五〇〇〇余円を支払って、昭和五九年九月末現在の全株主一覧表の謄本の交付を受け、また、C会社に対して、昭和六〇年二月、「少数株主権行使のため」という目的を示して株主名簿の閲覧・謄写を請求し、手数料二五万円を支払って昭和五九年九月末日現在の株主一覧表の謄本の交付を受け、さらに、D会社に対して、「少数株主権の行使のため」という目的を示して株主名簿の閲覧・謄写を請求し、昭和六〇年九月末日現在の株主名簿の閲覧・謄写を行ったこと。(4) Xは、右三社のほか十数社に対して株主名簿の閲覧・謄写を請求し、これに応じない数社に対しては閲覧・謄写の訴えを提起していること。(5) B社及びC社は、Xに株主一覧表を交付した後、株主から株主名簿においてのみ使用している肩書、名前及び住所によるダイレクトメールが郵送され、株主名簿に記載されている個人株主に関する情報が不当に社外に出したという苦情や抗議が数件集中してなされたこと。(6) B社は昭和五四年

一〇月以降昭和六一年一二月まで、C社は昭和六一年一二月まで一〇年間、D社は昭和六一年九月まで三年間X以外の者に株主名簿を閲覧・謄写させたことがなく、株主名簿の管理は厳重に行われ、右会社又はその名義書換代理人の従業員その他の関係者によって株主名簿に記載された情報が他の者に提供されることがないこと。(7) A会社は、各種の名簿を備えおき、これを有料で会員その他の者に閲覧・謄写させること等を業とする会社であるが、昭和六一年三月一五日までには、昭和六〇年一月現在のB会社の株主名簿の写し、同年三月現在のC会社、D会社またはいわゆる一部上場会社一三社の株主名簿等の写しが備えられ、有料で閲覧・謄写等に供されていたこと。(8) XがY会社に対して株主名簿の閲覧・謄写を請求するに際し、少数株主権の行使によりY会社の帳簿の閲覧謄写するため他の株主に帳簿の閲覧・謄写の共同行使を勧誘するためである旨を述べているが、しかし、少数株主権の共同行使の勧誘のためXがこれまでに実際に行ってきたことは、株主名簿上の個人株主約二六〇名に対し電話による勧誘をしたことのみであり、勧誘のための書面の送付や説明会を持つなどの実効性のある勧誘行為を行ったことがないこと。

三 判旨は以上の事実を認定した上で、「少くとも、B会社、C会社及びD会社については、Xにおいて、これらの会社から入手した株主名簿又は株主一覽表の謄本から知ることのできる株主に関する情報を、有償で、A会社またはこれと関係のある者に提供したものと推認することができ」とした。

四 判旨は、さらに、Xの株主名簿の閲覧・謄写請求の目的について、Xが少数株主権を行使するためとの目的を示して株主名簿を謄写した過去の事例において他の株主に対して特段の勧誘行為を行っておらず、少数株主権を行使した事例も全くなく、かつ、多額の謄写費用を支払うことを覚悟して株主名簿の全部につきその謄写を求めていること及び前記判旨三から、「Y会社の個人株主に関する情報をA会社その他の者に有償で提供し、又は自己の営業に用いること

にあると推認するのが相当であり、この認定を覆すに足る証拠はない。そうすると、Xは正当な目的を有しないで本件閲覧・謄写請求をしているといふべきである」。

前田教授は、本件について、「閲覧・謄写請求権の行使によって得られる個々の株主の情報を請求者個人の事業に利用し、あるいは他の営業活動に利用することを意図した閲覧・謄写請求権の行使であり、このような目的のための閲覧・謄写請求権の行使が問題となったのは本件が初めてである。その意味では、本件は閲覧・謄写請求権の行使が正当な目的を有するかどうかが問題とされた裁判例に新たなタイプの類型を付け加えたものといえよう<sup>(13)</sup>」と評価される。

本判旨は商法二六三条二項が株主に株主名簿の閲覧謄写請求を付与した趣旨は、株主として有する権利を確保し又は行使することを容易ならしめるためであり、右の株主としての権利の確保又は行使という目的ではなく他の目的のためであるときは正当な目的を有しないとして会社に当該株主の閲覧・謄写請求を拒み得ることを判示する。

Y会社は、Xの株主名簿閲覧謄写請求の目的はY会社の株主名簿の謄本を入手してこれを自己の行う広告業に利用することまたは名簿業者に譲渡することにあるから、Xの右閲覧謄写請求には正当な目的を有しないと主張した。Yの右の主張に対して、本判決は次のように判示した。すなわち、前記事実の概要で述べたように、Xが広告会社の代表取締役であること、Xは昭和五九年九月B会社、C会社から全株主一覧表の謄本を受け、昭和六〇年九月D会社から全株主名簿の謄写を行っていること、B社、C社は株主から株主名簿においてのみ使用されている肩書、名前、住所によるダイレクトメールが来て苦るとの苦情があったこと、B社にあっては昭和五四年から同六一年の間、C社にあっては昭和六一年一二月までの一〇年間、D社にあっては昭和六〇年九月までの三年間X以外に株主名簿の閲覧・謄写請求者がいない

こと、右B、C、D各社にあっては株主名簿の管理が嚴重になされていること、他方、A会社はいわゆる名簿業者であつて、昭和六〇年一月現在のB会社の株主名簿の写し、同年三月現在のC・D各社の株主名簿の写しが備えられていること、そして、Xが右各社に株主名簿の閲覧謄写請求に際して少数株主権の行使である旨を述べているがこの少数株主権の行使のための実効性ある行為をしていないこと、などを認定した上で、右B・C・D各社に対する株主名簿の閲覧謄写請求の目的は、右株主名簿等から知ることのできる株主の情報をも有償でA会社等に提供したものと推認できるとし、Xの株主名簿の閲覧謄写請求は正当な目的を有しないと判断した。<sup>(14)</sup>

前田教授は、右の判旨について、「Xの過去における株主名簿の閲覧謄写とそれによって得られる株主の情報を利益を得て他に提供した事実そのものについては、直接認定はしていないが、そのような事実の存在をうかがわせる相当の根拠ともいふべき一連の事実の存在が認定され、このような事実の存在によって、Xが閲覧謄写によって得られた株主についての情報を利益を得て他に提供したという事実を推認する。いわば間接証拠にもとづく間接事実からの推認によつてゐる。このような推認に至る判断プロセスは、判旨の叙述から見ると一応合理的かつ妥当なものと考えられる。」<sup>(15)</sup>と評価される。

藤原教授は、右判旨について、「本判決において、直接的にXのY会社に対する名簿閲覧・謄写請求の不当目的それ自体が何も証明されていない。それ故、判旨には疑問の余地があるべきであつて、判決の結論を直ちに支持することができないように思われる。」<sup>(16)</sup>と判旨に疑問を示される。

本判旨は、「会社側から見れば、権利行使が濫用とされるための主観的意図の存在の立証につき、その立証方法の実例を示す意義を有するものといえる。」<sup>(17)</sup>



ところで、本判決をめぐって、学説上一つの論点がある。すなわち、株主の株主名簿の閲覧・謄写請求がなされた場合、会社側がこれを拒否しようとするときは、会社側はその請求には正当な目的を有しないことを主張・立証しなければならぬが、この立証はかなり困難が予想されるので、そこで、帳簿の閲覧・謄写請求権について会社が拒否することができる場合を定める商法二九三条ノ七の規定を類推適用することができかという論点である。

前田教授は、商法二九三条ノ七第三号前段は、「本件で問題とされた株主についての情報を有償で他に提供するためという目的は、まさに帳簿の閲覧・謄写請求の場合では明文をもって不当な目的であることが明らかにされているわけである」<sup>(18)</sup>、また、同条三号後段は「一定の場合の請求者の主観的意図の立証の困難さを考慮して、これを緩和するため(19)に置かれたものといえる」<sup>(19)</sup>、「そうだとすると、同様の趣旨は会社に対する閲覧・謄写請求の可否が、同じように問題となる株主名簿の閲覧・謄写請求の場合にも及ぼすことが考えられる。特に本件のような事案は、まさに上記規定と同様の配慮が必要な場合といえるかも知れない。それゆえ、もし本件のような場合には、二九三条ノ七第三号が類推適用されるとすれば、本件においては、Xが過去一定期間内に一回でも営利のために他の情報を提供することを目的として(20)閲覧・謄写請求した事実を認定すれば、Xの本件における請求の目的の不当性を認めることができるわけである。」<sup>(20)</sup>

しかし、前田教授は、帳簿の閲覧・謄写の場合と株主名簿の閲覧・謄写の場合とは、それが不当利用された場合の会社の受ける打撃の程度が大きく異なること、かつ商法二九三条ノ七各号は限定列举であると解されていることを理由に「本件のような株主名簿の閲覧・謄写請求に対して直ちに二九三条ノ七第三号の規定を類推適用することは、妥当ではないであろう。ただ同規定が目的としている職業的な情報利用活動の抑制という趣旨は本件のような場合にも当てはまることであり、その限りでは同規定の立法趣旨は株主名簿の閲覧・謄写請求の場合でも特に本件のような類似の事案に

については考慮されるべきであろう。<sup>(21)</sup>」と主張される。

藤原教授は、右論点について、「本件におけるXの行為は、同条〔商法二九三条ノ七〕<sup>(22)</sup>第一号および第三号が会社が請求を拒絶できる場合として定める事由に該当するといつてよからう。しかし、会計帳簿の閲覧・謄写請求権は発行済株式総数の一〇分の一以上を有する株主が行使できるにすぎないのに対し、株主名簿の閲覧・謄写請求権は単独株主権であつて、権利行使の要件が異なるのみならず、後者は債権者もこれを行使することができるのであるから、そもそも制度の存在理由に差異があるといふべきである。<sup>(23)</sup>」、さらに、商法二九三条ノ七に定める各事由は制限的列挙事由であるので、「同条の書類に限つて、会社側の主張、立証を容易にするための法の配慮であると解すべきである。従つて、株主名簿の閲覧・謄写請求に商法二九三条ノ七第一号および第三号を類推適用すべきではない。<sup>(24)</sup>」と主張される。

倉沢教授は、右の論点について、「前者〔会計帳簿、計算書類閲覧・謄写請求権〕<sup>(25)</sup>は、その実質的内容が会社経営者の業務執行のディスクロージャーであり、また、請求者が発行済株式の総数の一〇分の一以上の少数株主であるのに対して、後者〔株主名簿閲覧・謄写請求権〕<sup>(26)</sup>は、その内容が会社の人的組織に関するものであつて経営とは無関係であり、また、株主のほか会社債権者もこれを請求することができる」、「株主にとっては、株主名簿はいわゆる『自己情報』の一種であつて、自己の権利行使機会の確保、不当書換または書換懈怠に対する監視など、自己の権利を守る機能が第一次的なものである。」、「商法二九三条ノ六による少数株主の会計帳簿・計算書類閲覧・謄写請求権を共益権と解したとしても、商法二二三条二項による株主の株主名簿閲覧謄写権はこれと異なり自益権と解すべきものであり」、「したがつて、株主名簿の閲覧・謄写請求につき商法二九三条ノ七を類推適用するのは誤りである。<sup>(27)</sup>」と主張される。

奥島教授は、右の論点について、「基本的には、名簿閲覧・謄写権と帳簿謄写請求権との違いは、単独株主権と少数

株主権との相違を超えて、前者は自益権であり、後者は共益権であるという権利自体の性質の違いにあり、そこに類推の基礎を欠く理由がある」と主張される。<sup>(28)</sup>  
と主張される。<sup>(29)</sup>

このように、株主の株主名簿の閲覧謄写請求に対して商法二九三条ノ七の類推適用については、前田教授は直ちにその類推適用をすることは妥当でないであろうが、しかし同条の立法趣旨を本件のような事案については考慮されるべきであると主張されるが、藤原教授、倉沢教授、奥島教授はこれに反対される。とりわけ倉沢教授、奥島教授は、株主の株主名簿の閲覧謄写請求権は自益権であり、帳簿閲覧謄写請求権は共益権であって権利の性質の違いを理由とされる。前田教授は、右反対説に対して、「商法二九三条ノ七第三号の規定のもつ基本原則は会計帳簿閲覧謄写請求権の固有の原則とはいえず商法における他の書類の閲覧・謄写請求権の行使にも同様に妥当すると考えられていること」、<sup>(30)</sup>株主名簿閲覧・謄写請求権を共益権に含める考え方も有力であること等を述べて、「商法二九三条ノ七第三号を共益権についての濫用防止規定であるとして、同規定の趣旨が商法二六三条二項の株主名簿閲覧・謄写請求権の濫用の場合にも妥当することを否定するのは、適切ではなく、むしろ二九三条ノ七第三号は株主の開示請求あるいは情報収集に関する権利一般に妥当する濫用防止のための原則であると考ええる方が適切であるように思われる」<sup>(31)</sup>と主張される。

〔十〕東京高判昭和六二年一月三〇日（判例時報一二六二二二七頁）

#### 事実の概要

本件は前記〔九〕判の控訴事件である。

#### 判旨

株主の株主名簿閲覧謄写請求権に関する判例の研究

原判決の認定事実は、その挙示する証拠関係によってこれを確かめるに十分であった上で、「Xは、昭和六一年六月Y会社に対し株主名簿の閲覧・謄写請求する前二年内に他の会社の株主名簿の閲覧又は謄写により知得した情報を利益を得て他に通報した者にはかならず（商法第二九三条ノ七第三号後段）、Y会社に対する右請求もまた右同様に利益を得て他に通報する目的でしたものであり（同条第三号前段参照）、したがって株主としての権利の確保又は行使に関し調査するためではなくて請求したものである（同条第一項前段）」ということが出来る。ところで、右参照条文として掲げた商法第二九三条ノ七第一号前段及び第三号前、後段の規定は、会計の帳簿及び書類の閲覧・謄写請求に対する拒否事由に関する規定であるけれども、その趣旨は、会計帳簿及び書類であるがゆえに当該各事由があれば請求を拒み得るというのではなく、株主名簿の場合にもひとしく妥当するものであるから、Xの本件株主名簿の閲覧・謄写請求は、何ら正当な事由のないものとして、ないしは権利の濫用にわたるものとして、Y会社においてこれを拒み得るものといわねばならない」。

蓮井教授は、本判決について、「会社に課せられた拒否のための立証責任の程度につき一つの判断基準を示すとともに、正当な事由ないし正当な目的の存在の判断に際して、初めて会計帳簿の閲覧・謄写請求の拒否に関する商法二九三条ノ七の規定を参照したものである。<sup>(32)</sup>」とその意義を述べられる。

右判旨は、商法二九三条ノ七第一号前段及び第三号の規定の趣旨は、株主名簿の閲覧・謄写請求の場合にも妥当すると判示するが、これは、本件のような事案について従来学説上主張されてきた考え方を採用したものである。<sup>(33)</sup>

蓮井教授は、同条〔商法二九三条ノ七〕<sup>(34)</sup>の規定は、株主の権利一般の行使に関する基本原則を示すものであって、この原則は、商法上の他の書類の閲覧・謄写を求める権利にも等しく適用されるとしており、<sup>(35)</sup>これによれば、本判旨も述

べるように、職業的な情報利用活動の抑止という同様の趣旨は、類似の本案におけるY会社のXによる株主名簿の閲覧・謄写請求権の拒否の場合にも推し及ぼすことができる<sup>(36)</sup>と解され、右判旨に賛成される。

本判決には一定の限界があることが指摘されている。前田教授は、本判決の「論理によって処理し得るのは、請求者がすでに株主に関する情報収集活動を行い、得られた情報を利益を得て他に利用させていた場合に限られ、従来行っていなかった者が、新たに株主に関する情報を収集するために初めて閲覧・謄写請求をしてきたような場合には、同判決の論理では排除し得ないことになろう<sup>(37)</sup>。」と指摘される。

〔十一〕名古屋地判昭和六三年二月二五日（資料版／商事法務四八号一頁）

#### 事実の概要

原告Xは昭和五十八年三月被告Y会社の株式一単位すなわち一〇〇株を取得し、同月一七日にX名義に書き換える登録を了した。Xは同年四月一四日Y会社に対して株主名簿の閲覧及び謄写を請求したが、Y会社がこれを拒絶したので、商法二六三条二項にもとづきY会社の株主名簿の閲覧及び謄写を求めて本件訴えを提起した。

Y会社は次のように抗弁した。すなわち、Xはもと総会屋でありY会社から植木鉢の賃貸料、雑誌の講読料の名目で金員の支払を受けていたが昭和五七年九月右金員の支払を打ち切られた。その後、XはY会社に対して右金員の支払を継続するよう要求したが、Y会社はこれを拒絶した。Xの本件株主名簿閲覧・謄写請求はY会社に右会員の支払要求を承諾させるための嫌がらせないし右拒絶に対す報復としてなされたものであって、正当な目的を有しないものであり、権利濫用として排斥されるべきものである。

判旨

「商法二六三条二項は、株式会社の株主に株主名簿の閲覧及び謄写請求権を付与しているものであるところ、同条項には、右請求権行使につき、営業時間内ということ以外に明文の制限は何ら付されていない。しかしながら、同条項が右のような請求権を付与したのは、株主をして、株主として有する権利の確保又は行使を容易ならしめるためであることは明らかであるから、株主が、右権利の確保又は行使のためではなく、他の目的のために、する等正当な目的を有しないで株主名簿の閲覧ないし謄写を求めている場合には、会社は当該請求を拒むことができると解すべきである」

二 判旨は次にXの本件閲覧・謄写請求が右の正当な目的を有しないものであるか否か詳細な事実認定を行った。(1) Xはもといわゆる総会屋であり、『企業情報』と称する新聞を発行し、また、弟の主宰する出版社発行の月刊雑誌「時局」の販売に携わり、昭和五一年六月以降、Y会社から右新聞・雑誌の購読料等の名目で定期的に金員の支払を受けてきた。(2) Y会社は、昭和五七年一〇月一日から改正商法が施行され、株主権の行使に関する利益供与が禁止されることとなるに当たり、Xとの間の従来からの金員の授受等の関係を打ち切ることとし、同年八月から九月にかけて、Xに対し、同年一〇月以降Xから新聞を受領することを一切取りやめる旨及びY会社からXへ従来行ってきた金員の支払を一切しないこととする旨通告し、右金員支払停止の点は、右通告どおり実行して今日に至っている。なお、同年一〇月八日に至り、雑誌『時局』がY会社に送付されたので、Y会社は再度Xに対し同誌の送付中止を申し入れたところ、Xは昭和五八年三月分まで購読料を受けとっているでそれまで送付させてほしいと申し入れ、Y会社もこれを了承して同月まで同誌がY会社に送付された。(3) Xは昭和五八年三月に至り、Y会社の株式一単位すなわち一〇〇株を取得して、同月一七日、X名義に書き換える登録を了した。Xは、同月三十一日、Y会社を訪れ、応待に出たY会社の役員や従業員

に対し、Y会社の社長との面会を執拗に要求し、これを拒否されるや、『国竜会（Xが副会長をしている右翼政治結社）の街宣車で社長の自宅に会いに行く方法もある。』『株主総会までに会えなければ総会で会おう。』などと申し向けた。(4) Xは、昭和五八年四月一日、Y会社に赴き、口頭で株主名簿の閲覧及び謄写を求めた。Y会社はXの右請求につき返答を留保し、Xに右請求の全部又は一部の撤回を求めて交渉すること及び右請求の理由を問い質すこととした。(5) Xは昭和五八年四月二三日到達の書面でY会社に対し、改めて株主名簿の謄写請求をなし、Y会社から右謄写の理由を問われるや、謄写の理由として、『株主の資産状況』と『株主の動向』であると回答した。(6) Y会社はXと交渉したが、XはY会社の交渉担当の役員、従業員に次のように申し向けた。『他社にも同じような請求をしたが、勘弁してくれというところは、勘弁してやった。』『お宅ら手ぶらでよう来たなあ。』今までの総会の八時間なんていうのは、ハ中略Vだ、自分なら、バランスシートだけでも八、九時間はやれる。』。また、昭和五七年一〇月以降Y会社がXとの間の金員の授受の関係を打ち切ったことを難詰する旨の発言をなした。(7) Xは同月六日、Y会社において、『うちの街宣車を社長宅へまわしますよ。』『一つ頼むと土下座でもすれば、勘弁するつもりだった。』などと述べた。(8) XはY会社に対し本件株主名簿謄写の理由として『株主の資産状況』、『株主の動向』と示したが、その具体的内容を示したことはなく、右のような目的のために何らかの活動をなしたことは全くなかった。』

三「右認定の事実関係に弁論の全趣旨を合わせ考えれば、かえて、Xの本件株主名簿閲覧等の請求は、株主としての権利の確保等のためでなく、新聞等の購読料名下の金員の支払を再開、継続せしめる目的をもってなされた嫌がらせであるが、あるいは、右金員の支払を打ち切ったことに対する報復としてなされたものと推認することができ、この認定を左右しうる証左はない。してみれば、Xは、正当な目的を有しないで、本件閲覧及び謄写請求をなしているものと

いうべきであるから、抗弁には理由がある。」

本件判旨では、商法二六三条二項で株主に株主名簿閲覧・謄写請求権を認めた趣旨は、株主が株主として有する権利の確保または行使を容易にすることができることであり、株主が株主として有する権利の確保または行使以外の目的は正当な目的とはいえず、この場合には会社は株主の株主名簿の閲覧・謄写請求を拒否できると判示するが、これは従来判例と同様である。

Xの株主名簿閲覧・謄写請求に対して、Xは元総会屋であり、従来Y会社から支払われた金員の支払打切に対する報復ないし支払継続の承諾のための嫌がらせであり、正当な目的を有しないとY会社の抗弁について、本判決は次のような事実を認定している。すなわち、(一)Xは元総会屋で昭和五一年六月以降昭和五七年九月まで新聞等の購読料の名目でY会社から金員の支払を受けてきた。Y会社は右金員の支払を同年一〇月から打ち切ったが、その際雑誌等の購読料は昭和五八年三月分まで支払った。(二)Xは昭和五八年三月にY会社の株式を取得してY会社の株主となると、同年同月三一日にY会社の社長との面会を執拗に強要したが面会できなかった。同年四月一四日、Xは口頭でY会社の株主名簿の閲覧・謄写を請求したが閲覧・謄写できなかった。同年同月二三日、Xは書面で改めてY会社の株主名簿の閲覧・謄写を請求したが、その理由として、株主の資産状況、株主の動向を挙げた。Y会社はXと交渉したが、Xはその際「お宅ら手ぶらでよう来たなあ」、「バランスシートだけで総会を八、九時間はやれる」などの発言をなし、Y会社のXへの金員支払の打切を難詰する発言もなした。(三)XのY会社に対する株主名簿の閲覧・謄写請求の理由として挙げた株主の資産状況、株主の動向の具体的内容は明らかでなく、何らかの活動も行っていない等である。その上で、本判旨は、X



のY会社に対する株主名簿の閲覧・謄写請求を「嫌がらせ」ないしは「報復」としてなされたものと推認し、Xの請求には正当な目的を有しないとしてY会社の抗弁を認容した。

前田教授は、株主の株主名簿の閲覧・謄写請求が会社に対するいやがらせの一環としてなされたか否かを判断するためには、(イ)閲覧請求者と会社との従来関係、(ロ)会社に対する請求者の従来行動のみならず、(ハ)請求の具体的内容や方法の不当性もある程度考慮すべきであると主張される。<sup>(38)</sup> 本件を前田教授の主張される右判断基準に照らしてみると、前記(一)は右(イ)に該当すると思われる。前記(二)は右(ロ)Y会社に対するXの「従来行動」というよりもむしろ右(ハ)の請求方法に該当すると思われる。本件ではXが株主になった後の株主名簿閲覧謄写請求の行動の態様が問題となっている。Y会社に対するXの請求行動の態様には、認定事実から判断する限り、XのY会社に対する嫌がらせ、報復の意図を十分にかがわせるのであり、Xの請求方法に不当性があるといえよう。なお、Xの請求内容は株主名簿の閲覧謄写請求であって、その理由は前記のように「株主の資産状況」「株主の動向」などであり、その理由は極めて抽象的といえるが、Xの右請求内容が不当であるとは一概に判断できないと思われる。

以上のように、本件を前田教授の主張される判断基準に照らすと、本件事案ではXの請求の不当性が明白であろうと思われるので、本判旨がXの請求を正当な目的を有しないと判示したことは妥当であると思われる。

〔十二〕長崎地判昭和六三年六月二八日(判例時報一二九八号一四五頁)

### 事案の概要

原告Xは、昭和四六年頃被告Y銀行の株式を取得した。Xは昭和五八年五月Y銀行代表取締役A等を被告とする代表

訴訟を提起したが、Xは右代表訴訟の経過報告を行うとしてXが同訴訟において主張している内容を株主に周知させるために、昭和六一年一月二日、Y銀行に対して株主名簿及び端株原簿の閲覧謄写を請求したが、Y銀行はこれを拒否した。Xは、Y銀行の株主名簿及び端株原簿の閲覧謄写を求め合わせてY銀行が右請求を拒絶したことに對する慰謝料五〇万円の支払を求めて本訴訟を提起した。

Y銀行は、Xは右代表訴訟に關して株式に對して一方的宣伝行為をなし、Y銀行の社会的信用を失墜させ、右訴訟に對する訴訟外の圧力を拡大継続する意図で本件閲覧謄写請求をなしたのであって、かような違法、不当な目的による株主名簿の閲覧謄写請求は株主の権利濫用として許されないと抗弁した。

#### 判旨

一「少数株主は、右代表訴訟という手段をとる一方、株主總會において自己の主張に賛成する株主を糾合し、多数派を形成することにより同様の結果を得ることができるのであり、この目的を達成するために株主名簿を閲覧したうえ、印刷物を送付するなどして自己の主張の正当性を多数の株主に訴え、これを説得する方法を講じ、あるいは自己の保有する株式数を増やすための他の株主から株式の譲渡を受けようとするのはいささかも不当なことではない。たとえ少数株主の主張が事実合致せず、独自の見解に基づくものであり、これによって会社経営が混乱し、あるいは会社の対外的信用が傷つくおそれがあるとしても、それは様々な意見を持つ多数の株主を集合する株式会社制度にとつて避けることのできない事態というほかになく、かような理由のない主張といえども、自由な言論と良識により淘汰排斥されるのを待つべきであり、株主名簿の閲覧を許さないことにより当初から少数株主の言論活動を事実上封じてしまうことには、正当な根拠を見出すことはできない。

二「株主名簿閲覧謄写請求権は、株主名簿を利用して専ら会社あるいは取締役個人の信用を失墜させるため、取締役の責任追及に名を借りて宣伝活動を行う手段として行使されることも十分ありうる場所であり、このこのような不正の目的が認められ、あるいは正当な目的を有するとしても、その言論活動の方法に行き過ぎがあり、会社や取締役個人の信用毀損のおそれが看過できないような場合においては、株主名簿閲覧請求権の行使は権利の濫用として排斥すべきである」。

「本件において、……代表訴訟に藉口したXの不正利得目的やその徴馮となる具体的な利得要求に関する事実は……これを認めるに十分な証拠はない」。

三 次に判旨は詳細な事実認定を行っている。すなわち、(一)Xは自ら主宰する『九州ジャーナル』紙の第九号ないし第一八号において前記代表訴訟におけるXの主張と一致する内容の記事を継続して掲載し、これをY銀行従業員、取引先及び一部の株主などに郵送したほか、Y銀行支店の周辺で戸別配付、街頭配付を行ったこと。(二)多数の預金者からY銀行に問い合わせの電話が殺倒したことがあること。(三)Xは昭和五九年七月一日Y銀行従業員に対し右代表訴訟に関する自己の見解を記載した書面を配付したこと。(四)昭和五九年一〇月二四日と二五日の二回にわたり、日刊ゲンダイなる新聞が前記代表訴訟に関するB記者署名入り記事を掲載したが、XはB記者に資料・情報を提供したうえ、同紙を大量に購入し、九州ジャーナル社名義でY銀行取引先に配付したこと。(五)Xは右九州ジャーナル紙を、昭和六〇年六月頃、Y銀行本社付近の路上で人を使って一般行人人に無料で配付し、Y銀行従業員が配付に当たった者に対して誰の指示によるものかを問い質し、残った新聞を受け取ったところ、後に、Xから新聞を奪い取ったとして抗議の電話があったこと。(六)昭和五八年六月頃、Y銀行の経営を守る会と称する団体が街頭宣伝車を用いて前記代表訴訟におけるXの主張と同様の内容の宣伝活

動を長崎市内で行ったことがあるが、同団体の代表であるCはXの所有するビルの賃借人であり、XからY銀行の株式を譲り受け、Xから情報の提供を受け、右街頭宣伝車もXが経営する会社から借り受けて使用したものであったこと。

四一Xは、前記代表訴訟における主張を記載した印刷物を一部株主のみならず、Y銀行の取引先や従業員、一般人にまで広範囲に反復して配布し、街頭宣伝車を用いて無差別に宣伝行為をなし、現に多数の預金者がY銀行の信用に不安を覚えるという結果を発生させており、Xのかような行動は、Y銀行の経営を刷新して株主の利益を守りたいというXの主張とは裏腹に、地域一般社会における信用をその事業存続の第一義的な前提とする相互銀行であるY銀行に対し、いたずらに重大な脅威を与え、ひいては株式の価値を無に帰するおそれを生じさせるものであって、株主の行動としては背理であるというほかない。そうとすると、Xは、不適当な業務執行担当者の責任を追及してY銀行の経営の改善を図り、株主としての利益を守るために言論活動により多数派を形成する目的で株主名簿等の閲覧を求めているのではないことが推認され、また、Xの言論活動がその手段方法において相当性を欠いていることは明らかであり、その主張する正当な目的に即した妥当な方法により言論活動をするであろうということを期待すべき何らの根拠もない以上、Xが株主名簿等の閲覧謄写をした場合、これを利用して同様の不適当な宣伝活動に出るおそれがあると認められる。従ってXの本訴請求は権利の濫用としてこれを排斥するのが相当であり、Xによる株主名簿等の閲覧謄写請求を拒否したY銀行の行為には何ら違法と評価すべき点はないというべきである」。

本事案は、Y会社を相手方として代表訴訟を提起した原告Xが右代表訴訟におけるXの主張を周知させるため、株主名簿の閲覧謄写を請求したものであるが、Xが右請求をなす以前にXが行った右代表訴訟における自己の主張を周知させるための言論活動が右請求において正当な目的を有するか否かが問題となったものである。

本判旨によれば、Xが代表訴訟における主張をY銀行の一部株主、従業員、取引先及び一般人に周知させるために行った言論活動として、自己が主宰する新聞紙に右主張を掲載したこと。右新聞紙を一部株主、従業員、取引先に郵送し、一般人に戸別ないし街頭配布をしたこと、Xの右主張を掲載する書面を従業員に配付したこと、Xの右主張に関する資料、情報を提供して他の新聞紙に掲載させたこと、右他新聞紙を取引先に配付したこと、他人にXの右主張に関する情報を提供し車を街頭宣伝車として貸与して右主張と同内容の宣伝を街頭宣伝車を用いて行ったことなどの事実を認定し、さらにXの言論活動は、Y銀行の多数の預金者がY銀行に問い合わせの電話をかけた事実を認定している。本判旨は、右認定事に基づいて、Xの言論活動について「その手段方法において相当性を欠いていることは明らかである」と判示する。本判旨は、また、Xの右言論活動の結果について「地域一般社会における信用をその事業存続の第一義的な前提とする相互銀行であるY銀行に対して、いたずらに重大な脅威を与え」と判示する。

本判旨は、Xの株主名簿の閲覧謄写請求が権利の濫用である旨を判示するが、権利濫用の根拠は、右のようにXの言論活動におけるその手段方法に相当性を欠いていること及びY銀行の信用に重大な脅威を与えたことに求めることができると思われる。本事案は、会社に対する営業妨害ないしいやがらせの一事例とみることができよう。

〔十三〕東京地決昭和六三年一〇月一九日（判例時報一三二一号一五六頁）

#### 事実の概要

原告Xは、昭和六三年八月二四日、Y会社の株式一〇〇〇株（一株三九二〇円）を取得し、同年九月二日名義書換を受け、同日Y会社名義書換代理人である申請外A会社に対してY会社の株主名簿の閲覧謄写を請求したが、Y会社がこ

れを拒否したので、同月二〇日、本件仮処分申請を提起した。

判旨

一「商法二六三条二項は、株主に株主名簿の閲覧・謄写権を付与している。同条項が株主に右権利を付与したのは、株主が株主名簿を閲覧・謄写することによって、株主として有する権利を確保し又は行使することを容易ならしめるためであると解される。従って、株主が株主として有する権利を確保し、又は行使するという目的ではなく、他の目的のために株主名簿の閲覧・謄写を求めている場合には、会社は、当該株主が正当な目的を有しないものとして、その閲覧・謄写請求を拒むことができるというべきである」。

二 判旨は次のような事実を認定した。(一) Xは申請外日本社会党政策審議会事務局長の地位にある。(二) 社会党はいわゆるリクルート問題が表面化して以来、これを重要な政治問題として取り上げ、Y会社の非公開株の譲渡を受けた政治家の氏名の公表、関係者の証人喚問などを政府等に要求してきた。(三) Y会社の株価は昭和六三年五月末五〇〇〇円であったが、リクルート問題が表面化して以来低落傾向となり同年七月二十六日には三〇〇〇円にまで下落したが、同年八月一七日頃からは三九〇〇円から四〇〇〇円の範囲で安定していた。ところが、同月二四日頃から右株価は低迷し同年九月一九日には三四〇〇円となった。(四) 社会党は、昭和六三年九月一三日、衆議院税制問題等調査特別委員会の理事会で、Y会社の当時の株主名簿の提出を要求した」。

三「右認定事実によれば、Xは同人が政策審議会事務局長をつとめる社会党がいわゆるリクルート問題に関し債務者の非公開株の譲渡を受けた政治家の氏名公表を強く求めている時期に、株価の下落が容易に予想し得たにもかかわらず、殊更に株主名簿閲覧謄写請求権の行使に最小限必要な株式一単位を取得したものであること、また、Xが主張するよう

な少数株主権を行使しての株主総会招集及び現在の役員等の改選はその特殊数からみて商法二三七条、二五七条二項の要件を充足する可能性が極めて乏しいこと、さらには本件仮処分申請に要する費用を含め株主総会の招集に要する費用は株式の値上り益をはるかに上回ると思われることを考え合わせると、Xの株主名簿閲覧謄写請求権の行使は、株主としての権利行使の目的でなく、政治目的に基づくものと推認するのが相当である。そうすると、Xは正当な目的を有しないで本件申請をしているというべきである」。

本件判旨は、商法二六三条二項が株主に株主名簿閲覧謄写請求権を認めた趣旨は、株主が株主として有する権利を確保し、又は行使することを容易ならしめるためであると判示する。本件では、Xの株主名簿閲覧謄写請求の目的が株主として有する権利を確保し又は行使することであるかあるいはそれ以外の目的であるか否かが問題となった。

Xは株主名簿閲覧謄写請求の目的は少数株主権を行使して株主総会招集及び現在の役員等の改選であると主張するが、本件判旨は、Xの所有する株式数は一〇〇〇株であり、Y会社の発行済株式総数が四三二万九〇〇株であって、Xの少数株主権の行使の可能性が極めて乏しいこと、本件仮処分申請に要する費用と株主総会招集に要する費用との合計額が株式値上り益の額をはるかに上回ること。Xが日本社会党政策審議会事務局長であること、XがY会社の株式一〇〇株を一株三九〇〇円で取得した時期は、社会党がいわゆるリクルート問題に関してY会社の非公開株の譲渡を受けた政治家の氏名公表を強く求めていた時期にあたること等から、Xの株主名簿閲覧謄写請求の目的は政治目的であると推認した。本判旨は、Xの請求目的が政治目的であることそのものを認定したわけではなく、Xの請求目的が政治目的であることをうかがわせる相当の根拠ともいうべき事実の存在を認定している。本件も、Xの閲覧謄写請求が政治目的

であるとの事実を、「いわば間接証拠に基づく間接事実からの推認になっている」<sup>(39)</sup>といえよう。本件判旨は妥当なものと思われる。

〔十四〕名古屋高判昭和六三年一〇月二七日（資料版／商事法務五七号八〇頁）

#### 事実の概要

本件は前記〔十一〕の控訴事件である。Xは第一審における主張につけ加えてさらに、大審院昭和一〇年五月三十一日判決を援用して、原判決の取消を求めて控訴した。

#### 判旨

「当裁判所もXの本訴請求には理由がないと判断する。その理由は『Xの援用にかかる判例も、本件のような不当な目的による請求が立証された場合にこれを拒絶することが許されることを否定するものではない。』と附加する他は原判決の理由と同じであるからこれを引用する。」

Xの援用する前記判例は、直接には株主の株主名簿の閲覧権の行使が正当な目的を有しているか否かの立証責任が会社にあることを判示するものであり、<sup>(40)</sup>あるいはXの右判例の援用の趣旨が「尤モ書類閲覧力不純ノ動機ニ出ツルコトハ實際上決シテ絶無ト云フヘカラサルモ隅々コレアルノ故ヲ以テ誠実ナル目的ニ出ツル閲覧マテモ一網打尽的ニ拒否セラレベキ道理ナキハ多言ヲ俟タス」にあるとしても、本判旨いうように、「本件のような不当な目的による請求が立証された場合にこれを拒絶することが許されることを否定するものではない」のであり、本判決は妥当である。



〔十五〕東京地判昭和六三年一月一四日（資料版／商事法務五六号三三頁）

### 事実の概要

東京地方裁判所は、昭和六三年一月二日、債権者Xらに対して、同年一月一〇日までに債務者Y会社の株主総会を招集することを許可する旨の決定を行った。そこでXらは株主総会招集のための基準日を同年一月一八日とし、裁判所が定めた期限である同年一月一〇日までに総会を招集するためには遅くとも同年一月二五日までに総会招集通知を発送しなければならないが、Y会社の名義書換代理人である債務者Z会社においては、前記基準日現在の株主を最終的に確定できるのは早くとも同月三〇日であり、これを待っているのは同月二五日までに総会招集通知を発送することは不可能があるので、新株主からZ会社に送付されてくる名義書換請求書及び株券をその都度閲覧・謄写するならば遅くとも同月二二日までは基準日現在の株主を一応確認することができ、同月二五日までの招集通知の発送が可能であると疎明して、Y会社、Z会社に対して、Y会社の全株主名簿並びにZ会社が保管するY会社の株式にかかる名義書換請求書（但し同年同月一八日付で名義書換請求があったものに限る。）及びこれに対応する株券の閲覧・謄写を請求する仮処分の申請を行った。

Y会社は、Xが株主名簿閲覧・謄写請求権（商法二六三条二項）には名義書換請求書及び株券の閲覧・謄写も含まれるとの主張は失当であると主張した。

### 判旨

「東京地方裁判所が、昭和六三年一月二日、Xらに同年一月一〇日までにY会社の株主総会を招集することを許

可する旨の決定をしたことは当裁判所に顕著である。少数株主による株主総会招集が裁判所により許可をされた場合には、当該少数株主に対し株主総会招集権が付与されるのであるから、その当然の効果として、少数株主は、総会に招集すべき株主を確認する権利を有するといふべきであり、右確認のためには株主名簿を閲覧・謄写することができるのもちろんのこと、基準日現在の株主を最終的に確定した株主名簿の作成を待っていては裁判所の定めた期限までの総会招集が事実上不可能になる場合には、株主名簿に代り基準日現在の株主を確認することができる書類の閲覧・謄写をすることもできるものと解するのが相当である。以上によれば、Xらは、株主総会招集権に基づき、Y会社の株主名簿のほか、基準日までの名義書換請求書及びこれに対応する株券の閲覧・謄写を請求することができるものといふべきである。」

本件判旨は、商法二六三条二項に定める株主の株主名簿閲覧謄写請求権には、株主名簿の閲覧謄写請求のみならず株主名簿に代り基準日現在の株主を確認することのできる書類すなわち名義書換請求書及びこれに対応する株券の閲覧謄写請求も含まれると判示する。本件のような事案にあっては、Xは株主総会に招集すべき株主を確認するべく相応の手段を取り得るといふべく、Xの請求は妥当と思われる。

〔十六〕東京高決平成元年七月一九日（判例時報一三二二号一五六頁）

#### 事実の概要

本件は前記〔十三〕の抗告審である。Xは、抗告の理由として、(一)株主による株主名簿閲覧等請求権が制限されるのは、それが権利濫用に該当する場合に限られるのであって、権利濫用に当るかどうかは、権利者の内心の目的を重視するのでなく、むしろ客観的基準を重視して判断すべきである。(二)本件閲覧謄写によって得られた株主名簿を、政治目的

のために利用する考えはなく、商法上認められた株主としての権利を適正に行使するためにのみ使用するのであって、今後予定している権利の行使としては臨時株主総会の招集（二三七条）等があると主張した。

## 判旨

一「商法が二六三条二項により、株主は会社に対し株主名簿の閲覧または謄写を請求できるとしているのは、これによって、株主個人の利益を保護することはもとより、それと同時に、会社の機関を監視することにより間接に会社の利益を保護しようとするところにあるから、株主が株主名簿を、右のような法の趣旨を逸脱した目的に使用することが明らかである場合においては、株主の閲覧等の請求に対し、会社は正当な理由がないとして、これを拒み得るものと解するのが相当である。」

## 二 原決定の事実認定を引用する。

三「Xは日本社会党の政策審議会事務局長の地位にあるところ、Xが本件株式を売買により取得したのは、いわゆるリクルート疑惑が発生し、一時は一株金五〇〇〇円もしていたY会社の株価が、このため低落して一株金三九二〇円になった昭和六三年八月二四日であり、しかもこの間社会党では、衆議院本会議における代表質問や参議院予算委員会での質問を通して、Y会社の非公開株の譲渡を受けた政治家等の氏名の公表等を迫り、また衆議院税制問題等調査特別委員会の理事会でY会社の株主名簿の提出を要求するなど、Xの行動と社会党の政治活動とは符節を合わせているのであって、このような事情を勘案すれば、Xの本件株主名簿閲覧等の請求は、株主の権利を擁護するため、商法で認められた少数株主権を行使する前提としてなすものであって、それ以外の目的はないというXの主張は到底信用することができず、前示法の趣旨を逸脱した目的によりなされたもので、正当な目的がないものといわざるを得ない」。

本件趣旨は、商法二六三条二項が株主に株主名簿の閲覧・謄写請求を認めた趣旨は株主個人の利益の保護と同時に会社の機関を監視することにより間接に会社の利益を保護することにある旨を判示する。そして、株主の株主名簿の閲覧・謄写請求に右の株主の利益保護と会社の利益保護以外の目的が明らかであるときには会社はこれを正当な目的がないとして拒否することができる旨を合わせて判示する。

本件判旨は、Xの所属する政党内の地位、XのY会社株式取得の時期とXの所属する政党の国会内の活動の時期とが符調を合わせていることより、Xの株主名簿の閲覧・謄写請求に正当な目的がないと判示した。本件判旨は原決定のようにXの請求の目的を政治目的であると判示してはいない。本件判旨は、Xの請求目的そのものを認定しているわけではなく、Xの請求そのものが法の趣旨の目的より逸脱していることをうかがわせる事実の存在を認定している。<sup>(41)</sup> 本件判旨は妥当なものと思われる。

〔十七〕最判平成二年四月一七日（商事法務一二一四号九二頁）

#### 事実の概要

本件は前記〔十四〕の上告審である。

#### 判旨

一「商法二六三条二項によれば、株主は、会社の営業時間内であれば、いつでも株主名簿の閲覧又は謄写を請求することができるが、株主の株主名簿の閲覧又は謄写の請求が、不当な意図・目的によるものであるなど、その権利を濫用

するものと認められる場合には、会社は株主の請求を拒絶することができるが相当である」。

二 原審の認定事実を詳細に引用した後に、「しかして、XのY会社に対する株主名簿の閲覧及び謄写請求は、株主としての権利の確保等のためでなく、右新聞等の購読料名下の金員の支払を再開、継続させる目的をもってされた嫌がらせであるか、あるいは右金員の支払を打ち切ったことに対する報復としてされたものと推認することができる、というのである」。

三「右の事実関係のもとにおいては、XのY会社に対する株主名簿の閲覧及び謄写の請求は、その権利を濫用するものというべく、これが許されるべきものでないことは明らかである。Xの請求を棄却すべきものとした原審の判断は、結局、右と同旨を言うものにはかならないから、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない」。

本判決は、商法二六三条二項の株主の株主名簿閲覧謄写請求権の行使に関する初めての最高裁判所判決である。

本判旨は、まず、株主の株主名簿の閲覧または謄写の請求が不当な意図・目的によるものであるなどその権利を濫用すると認められる場合には会社はこれを拒絶することができる旨を判示する。すなわち、株主が不当な意図・目的をもって株主名簿の閲覧謄写を請求したときは権利の濫用に該当するとする。本判旨では、Xが右の不当な意図・目的を有していたことを直接判示していない。本判旨はXが元総会屋であったこと、Y会社が新聞等の購読料の名目でXに金員を支払っていた及び後にその支払を打ち切ったこと、XのY会社に対する株主名簿の閲覧謄写の請求に際してのXの言動、XとY会社との間の交渉におけるXの言動などXの請求の意図が不当な意図・目的であることをうかがわせる一連の事実を認定した原審判決を詳細に引用している。すなわち、Xの請求の目的がたん打ち切られた金員の支払の再開

・継続させる目的——不当な目的であることそのものを判示したわけではなく、そのような目的をうかがわせる一連の事実を認定した原審を引用して、Xの請求を権利濫用であると判示しているのである。本件におけるXの請求が不当な意図・目的に基づくものであるか否かは「いわば間接証拠に基づく間接事実からの推認」<sup>(42)</sup>によるのであって、これが権利濫用の根拠ともいうべきであろう。

本件事案は、判旨には明示されていないが、Xの株主名簿閲覧謄写請求が金員支払の再開・継続という目的を有するY会社に対する嫌がらせないし報復であると理解することができる。そうすると、Xの本件請求には正当な目的を有しないことになり、本判旨は妥当である。

注

- (1) 前田重行 「株主による会社の定款及び議事録の閲覧・謄写請求が権利濫用にあたりとされた事例」 ジュリスト六五〇号 一〇二頁。
- (2) 前田重行 前掲一〇四頁
- (3) 久留島隆 「株主の計算書類閲覧・謄抄本交付請求権と株主名簿閲覧・謄写請求権」 法学六〇巻七号一〇九頁。
- (4) 本稿〔五〕判決を参照。
- (5) 前田重行 「過去の計算書類等閲覧請求権——株主名簿の閲覧請求権行使の要件とその立証責任」 判例タイムス四七二号 一九七頁。本判決の評釈として、さらに松井一郎「商業帳簿等の保存期間一〇年を経過した場合における株主の計算書類等の閲覧謄抄本交付請求権の可否他」金融・商事判例六二四号。
- (6) 前田重行 前掲注(5)一九九頁。
- (7) 蓮井良憲 「株主のなした株主名簿閲覧・謄写請求が正当の事由のないものないし権利濫用にわたるものとして会社において拒み得るとされた事例」法律のひろば四一巻一〇号六九頁。
- (8) 倉沢康一郎 「株主名簿の閲覧請求と正当目的」ジュリスト九〇一号四三頁。

- (9) 倉沢康一郎 前掲注(8) 四五頁。
- (10) 青木英夫 「株主名簿の閲覧請求が不当な目的に基づくものであるという会社の抗弁が排斥された事例」 金融・商事判例 七八四号四七頁。
- (11) 青木英夫 前掲注(10) 五〇頁。
- (12) 倉沢康一郎 前掲注(8) 四五頁。
- (13) 前田重行 「株主名簿の閲覧・謄写に関する法的論点——古河電工事件を契機として——」 商事法務一一二〇号六頁。
- (14) 久留島教授は、本件判旨とは反対に、「たとえば、請求する持主が、ダイレクトメール業者であって、顧客の勧誘に利用するための株主名簿の閲覧・謄写であっても、そのことのみを理由にして、その請求を会社は拒否することはできない」とされる。前掲注(3) 一一四頁。
- (15) 前田重行 前掲注(13) 九頁、同旨、蓮井良憲 前掲注(7) 六九頁。
- (16) 藤原俊雄 「株主名簿の閲覧、謄写と正当目的」 法経研究三七卷二号一八三頁。
- (17) 前田重行 前掲注(13) 九頁。
- (18) 前田重行 前掲注(13) 七頁。
- (19) 前田重行 前掲注(13) 七頁。
- (20) 前田重行 前掲注(13) 七頁。
- (21) 前田重行 前掲注(13) 八頁。
- (22) 筆者挿入
- (23) 藤原俊雄 前掲注(16) 一八三頁。
- (24) 藤原俊雄 前掲注(16) 一八四頁。
- (25) 筆者挿入
- (26) 筆者挿入
- (27) 倉沢康一郎 前掲注(8) 四四頁。
- (28) 奥島孝康 「株主名簿の閲覧・謄写請求と正当目的」 法学セミナー一九八八年四月号(四〇〇号) 一〇四頁。
- (29) 株主の株主名簿の閲覧請求権ないしは閲覧・謄写請求権の法的性質について、東京地方裁判所昭和五七年一月二六日の判決

〔判例時報一〇四二号一三七頁〕によれば、**共益権**と解されている。本稿〔一〕判例の注〔二〕参照。

(30) 前田重行 「株主名簿の閲覧謄写権の改正について」によれば、代行李ポート九〇号三二頁、なお、前田教授は、大隅健一郎博士の「いわゆる株主の**共益権**について」会社法の諸問題（新版）一六〇頁以下を引用されている。

(31) 前田重行 前掲注〔30〕三二頁。

(32) 蓮井良憲 前掲注〔7〕六六頁。

(33) 前田重行 前掲注〔13〕七頁。

(34) 筆者挿入

(35) 蓮井良憲 前掲注〔7〕七〇頁、なお、蓮井教授は、大隅健一郎博士「いわゆる株主の**共益権**について」会社法の諸問題〔新版〕一六一頁を引用されている。

(36) 蓮井良憲 前掲注〔7〕七〇頁。

(37) 前田重行 前掲注〔30〕三〇頁。

(38) 前田重行 前掲注〔1〕一〇四頁、注〔5〕一九九頁。

(39) 前田重行 前掲注〔13〕九頁。

(40) 蓮井良憲 前掲注〔8〕六八頁、前田重行 前掲注〔13〕五頁。

(41) 前田重行 前掲注〔13〕九頁。

(42) 前田重行 前掲注〔13〕五頁。

### 三 ま と め

商法二六三条二項（商法旧一七一条二項）に定める株主の株主名簿閲覧謄写請求権の行使に関する判例を概観してきた。右各判例から株主の株主名簿閲覧謄写請求権に関する判例理論を導き出すと、次のようにまとめることができると思われる。



(一) 商法二六三条二項(商法旧一七一条二項)で株主に株主名簿の閲覧・謄写請求権を認め、株主の利益を保護すること〔九〕〔十一〕〔十二〕〔十三〕、会社の利益を保護すること〔二〕〔七〕、またはその兩者である〔一〕〔三〕〔十六〕。

(二) 商法二六三条二項は、株主は営業時間内何時にても株主名簿の閲覧又は謄写を請求することができるものと定めていて、株主の株主名簿閲覧謄写請求には何らの制限がないように考えられるが、判例では株主の株主名簿閲覧謄写請求には正当な目的が必要であると解されている〔三〕〔四〕〔五〕〔六〕〔七〕〔九〕〔十〕〔十一〕〔十二〕〔十三〕〔十四〕〔十六〕〔十七〕<sup>(1)</sup>。このように、株主の株主名簿閲覧謄写請求には、判例上、正当な目的が必要とされるが、株主名簿の閲覧謄写を請求する株主が右の正当な目的の存在を立証する責任を負うわけではない<sup>(2)</sup>〔四〕〔七〕。

(三) 株主の株主名簿閲覧謄写請求には、正当な目的のあることが必要であるが、請求者たる株主に正当な目的があると立証責任がないと解されているので、株主の株主名簿閲覧謄写請求に際して会社がこれを拒絶するときに、会社の側で請求者たる株主には正当な目的がないことを立証しなければならない。すなわち、会社の側に請求者たる株主には正当な目的を有しないことの立証責任が負わされている〔四〕〔七〕。

(四) 会社側が請求者たる株主には正当な目的を有しない、すなわち請求者の主観的意図を立証することは困難である。

判例上、どのような立証方法が採られてきたかという点、(イ)間接証拠に基づく間接事実からの推認という方法〔五〕〔六〕〔七〕〔九〕〔十一〕〔十二〕〔十三〕〔十四〕〔十六〕〔十七〕と商法二九三条ノ七の参照という方法〔十〕<sup>(4)</sup>である。判例上は、間接証拠に基づく間接事実からの推認という方法が採用されていると思われる。

(五) なお、本稿で研究の対象とした各判例の事案は、株主の株主名簿閲覧謄写請求権の行使が、(イ)会社に対する営業妨害ない

しいやがらせのためになされたと思われる事案〔五〕〔十一〕〔十二〕〔十七〕、(ロ)いわゆる名簿業者に株主情報を提供するためになされたと思われる事案〔九〕〔十〕、(ハ)政治目的に利用するためになされたと思われる事案〔十三〕〔十六〕、(ニ)他人の家督相続回復事件に係る事案〔二〕に大別することができる。

以上のように、株主の株主名簿閲覧請求権に関する判例の理論の把握に努めてきたが、近時、株主の株主名簿閲覧請求権の濫用が問題とされるとき、前田教授は、「判例理論においては、部分的には濫用の抑制に関して効果を挙げている面もあるが、すべての濫用形態を考えた場合には、なお現在の判例理論をもってしても閲覧・謄写請求権の濫用を効果的に抑制することが困難な状況にあるものと言わざるを得ない<sup>(5)</sup>」と述べられている。

注(1) 山口幸五郎・新版注釈会社法(6)二六三条注釈三、小林健二「株主名簿の閲覧・謄写請求の受否」(実務相談)商事法務一〇五三号四〇頁。

(2) 前田教授は、「それゆえ、株主は、会社に対する株主名簿の閲覧・謄写請求をするに際しては、規定の形式上会社に対して株主たる地位を有することのみが要件であるにすぎず、その他のことを主張・立証する必要はなく、結果としては極めて容易に閲覧・謄写を求めることができるわけである」と述べられる(前田重行「株主名簿の閲覧・謄写に関する法的論点―古河電工事件を契機として―」商事法務一一二〇号五頁)。

(3) 正当な目的の存在は、「その請求を阻止しうる抗弁事由ということになる」(蓮井良憲「株主のなした株主名簿閲覧・謄写請求が正当の事由のないものないし権利濫用にわたるものとして会社において拒み得るとされた事例」法律のひろば四一卷一〇号六七頁、前田重行 前掲注(2)五頁)。

(4) 商法二九三条ノ七の規定の参照ないしは類推適用をめぐっては、「九」において述べたように、学説上一つの争点になっているが、株主の株主名簿閲覧請求権の行使が多様化しつつありかつ濫用されている状況では、前田教授が主張される考え方(前田重行「株主名簿の閲覧謄写請求権の改正について」代行リポート九〇号三一頁)が妥当であると思われる。

(5) 前田重行 前掲注(4)三〇頁。